

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	26 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 55 年 1 月から 57 年 12 月まで

私は、昭和 36 年当初から国民年金に加入し、50 年代半ばに事業の経営状態が悪くなるまでは、未納にすることなく保険料を納めてきた。事業を廃止した頃から保険料を納めることができず滞納していたが、その後勤めていた会社の上司に、滞納していた保険料を全部納めてもらった。

年金記録を確認したところ、滞納していた国民年金保険料を納めてもらったのに、未納期間とされていたので第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間①の直前までの期間のうち 3 か月の未納期間を除き、17 年以上、国民年金保険料を納付している上、48 年 5 月以降は付加保険料を含め納付していることが確認できることから、この当時、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、事業を廃止し、昭和 55 年 3 月に A 市から B 市に住所地を変更するまでは、国民年金保険料を未納とすることなく納付していたと主張しているところ、申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月と短期間であり、A 市の収滞納一覧表によると、申立人は、当該期間の前後は現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人は、事業を廃止した頃から納付することができず滞納していた国民年金保険料を、その後に勤務した会社の元上司に、B市の事業所で、保険料の徴収に来た役所の職員に全額立て替えて納付してもらったと主張しているところ、申立人は、元上司に納付してもらった期間、納付時期及び納付金額を覚えていない。

また、申立人が滞納していた国民年金保険料を納めたとする申立人の元上司は、その保険料を納付した記憶はあるとしているものの、納付した期間及び納付金額について覚えていない上、保険料を納付した時期についても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年1月以降であったと思うと証言しているところ、同年同月時点において、申立期間③のうち55年9月以前は時効により納付できない期間となることから、滞納分の保険料を全額納付してもらったとする申立人の主張と符合しない。

さらに、上記元上司の証言に基づき、仮に昭和58年1月頃に申立期間③の納付を行ったとすると、申立期間③のうち一部は過年度保険料となるところ、日本年金機構C事務センターによると、その当時の申立人の住所地はA市であることから、管轄はD社会保険事務所（当時）となるが、同社会保険事務所の職員が、事務所管轄以外の住所地（B市）へ過年度保険料の徴収に出向くことはなかったとしており、申立内容に不自然な点がみられる。

加えて、申立人及び申立人の元上司が申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、平成22年頃に、年金記録の通知が届いたので確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

私の国民年金保険料は、妻が夫婦一緒に金融機関に納付しており、私の保険料のみが未納となっている年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、夫婦の国民年金保険料は申立人の妻が納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月4日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間直前の60年1月から同年3月までの保険料を夫婦同一日に過年度納付していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について、申立人の妻と同一日に納付している上、申立人の妻は、申立期間が納付済みと記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納期間は無く、以上の状況を踏まえると、12か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦同様に納付していたとも考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私は「ねんきん特別便」が送付され、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

昭和43年2月に、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行なっただけからは保険料を納付しており、申立期間が未納となっているはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月に国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったと主張しているところ、申立人が所持する国民健康保険被保険者証の資格取得日を見ると、申立人は同年同月19日に資格を取得していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人の同手帳記号番号は同年1月又は同年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の記憶と一致する。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、未納とすることなく保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間以前からA市に居住していたが、住民登録を行っていなかったため、上記、加入手続を行った月以降の保険料を納付していたと主張しているところ、A市によると、国民年金保険料の収納は、基本的に住民登録手続を行った年月からとしている上、申立人は、あて先がA市となっている申立人あての郵便物(昭和42年11月1日付け消印の封筒)を所持しており、国民健康保険被保険者の資格を取得する以前からA市の同所に居住している

ことが確認できることから、住民登録の届出と同時に国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行い、同月から保険料を納付したとする申立人の主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年度のうち未納とされている3か月及び昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年度のうち未納とされている3か月  
② 昭和43年度のうち未納とされている3か月  
③ 昭和44年4月から45年3月まで

私の夫は結婚当時、A職だったので、昭和41年の入籍と同時に、夫婦一緒にB市C区役所で国民健康保険と国民年金に加入した。保険料は、自宅に女性が集金に来ていたので、私が夫婦二人分を一緒に支払っていた。最初の保険料額は1か月100円で、3か月に1回夫婦分で600円だったが、少しずつ上がっていった記憶がある。その後、同市D区（現在は、同市E区）F町に転居したが、昼間は自宅の近くで勤務しており、保険料は勤務先に集金に来てもらっていた。45年5月に同区G町に転居し、自宅の1階で、夫婦でH店を始めた。前の住所から近く、同じ集金人が来てくれていた。

国民年金手帳等を手元に置いていたが、今は災害等があつて紛失してしまった。夫婦そろって保険料を継続して払っていたのに、今のような記録になっていることについて、どう考えても分からない。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人夫婦は婚姻後、夫婦それぞれの申立期間を除き、60歳までの国民年金被保険者期間に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに集金員に納付していたと記憶しているところ、申立期間の保険料納付は期別納付で3か月ごとであったことから申立人の記憶と一致している上、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表で確認できる昭和41年4月から42年

12月までの期間及び47年度以降の期間について、申立人夫婦の収納年月日及び収納方法は同じであり、記録の同一性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の期間は、B市D区F町に居住しており、自宅近くの勤務先に国民年金保険料の集金に来てもらっていたと主張しているところ、B市によると、希望があれば、同市の集金人は自宅以外の近隣場所にも訪れていたとしており、申立人の記憶と一致している。

加えて、B市C区の国民年金被保険者名簿の転出報告の記載から、申立人は、同区から同市D区への国民年金の住所変更手続を昭和44年1月頃に行つたと推認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳から、昭和43年度のうち、申立期間②を除く9か月の納付記録が確認できることから、申立人は、同市D区において同時期以降に保険料の集金が再開されたものと推認でき、納付意識の高い申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料についても継続して集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間①中の昭和43年2月23日にB市C区から同市D区に転出しているものの、同市C区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の転出報告（B市から社会保険事務所（当時）への報告）は、転出後、約1年を経過した44年2月15日に行われたことが確認できることから、B市の国民年金担当係では、同日まで申立人の所在を把握できていなかったものと考えられる。

また、B市C区の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦の昭和43年1月から同年3月までの保険料納付記録は確認できず、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間①の期間について、遡って国民年金保険料を納付したとする記憶は無い上、申立人が当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年度のうち未納とされている3か月及び44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年度のうち未納とされている3か月  
② 昭和43年4月から46年3月まで

私は結婚当時、A職だったので、昭和41年の入籍と同時に、夫婦一緒にB市C区役所で国民健康保険と国民年金に加入した。保険料は、自宅に女性が集金に来ていたので、妻が夫婦二人分を一緒に支払っていた。最初の保険料額は1か月100円で、3か月に1回夫婦分で600円だったが、少しずつ上がっていった記憶がある。その後、同市D区（現在は、同市E区）F町に転居したが、妻は自宅の近くで勤務しており、妻の勤務先に集金に来てもらっていた。45年5月に同区G町に転居し、自宅の1階で、夫婦でH店を始めた。前の住所から近く、同じ集金人が来てくれていた。

国民年金手帳等を手元に置いていたが、今は災害等があつて紛失してしまった。夫婦そろって保険料を継続して払っていたのに、今のような記録になっていることについて、どう考えても分からない。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人夫婦は婚姻後、夫婦それぞれの申立期間を除き、60歳までの国民年金被保険者期間に保険料の未納は無く、納付意識の高さがかがえる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに集金員に納付していたと記憶しているところ、申立期間の保険料納付は期別納付で3か月ごとであったことから、申立人の妻の記憶と一致している上、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表で確認できる申立期間①の直前の昭和41年4月から42年12月までの期間

及び47年度以降の期間について、申立人夫婦の収納年月日及び収納方法は同じであり、記録の同一性が認められる。

さらに、B市C区の国民年金被保険者名簿の転出報告の記載から、申立人夫婦は、同区から同市D区への国民年金の住所変更手続を昭和44年1月頃に行ったと推認できる上、申立人の妻の国民年金被保険者台帳から、昭和43年度のうち9か月の納付記録が確認できることから、申立人の妻は、同市D区において、同時期以降に保険料の集金が再開されたものと推認でき、納付意識の高い申立人の妻は、申立期間②に係る申立人の国民年金保険料について、夫婦一緒に継続して集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②のうち、昭和43年度のうち9か月及び昭和45年4月から46年3月までの期間について、申立人の妻は国民年金保険料を納付済みである。(その後、上記のうち、45年7月から46年3月までは厚生年金保険と重複する期間として保険料が還付されている。)

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間①中の昭和43年2月23日にB市C区から同市D区に転出しているものの、同市C区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の転出報告(B市から社会保険事務所(当時)への報告)は、転出後、約1年を経過した44年2月15日に行われたことが確認できることから、B市の国民年金担当係では、同日まで申立人の所在を把握できていなかったものと考えられる。

また、B市C区の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦の昭和43年1月から同年3月までの保険料納付記録は確認できず、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の妻は、申立期間①の期間について、遡って国民年金保険料を納付したとする記憶は無い上、申立人及びその妻が当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年6月まで  
② 昭和44年7月から45年12月まで  
③ 昭和49年8月及び同年9月  
④ 昭和50年10月から51年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金制度が開始されたことは知らなかったが、その翌年に国民年金に加入し、当時在住していたA市の職員が自宅に集金に来ていたので、保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらっていた。その後、46年に就職し、49年2月末にその会社を退職した後は、すぐに国民年金に加入しなかったが、国民年金に再加入した以降、51年5月に就職するまでは、保険料を納付書で納付し、領収書をもっていたことを記憶している。

記録を確認したところ、合計29か月も未納とされていることが分かった。

夫は引き続き会社勤めをしており、申立期間を通じて住所変更も無く、保険料を納められないことは考えられず、未納期間があるとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市役所の職員に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に押印してもらっていたと主張しているところ、同市によると、昭和47年度以前の現年度保険料は、A市の集金人が収納していたとしており、申立内容と一致する。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金に任意加入した昭和37年4月から44年6月までの国民年金保険料について、申立期間①を除いて

未納期間は無く、当該期間の前後の保険料は納付済みであることから、3か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料について、納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②は2年度にわたる18か月の申立てであり、当時の国民年金保険料は3か月に1回の期別による収納であったことから、少なくとも6回の納付が必要となるところ、2年度にわたる6度の収納の記録が全て欠落するとは考え難い。

また、申立期間③及び④について、申立人は、申立期間③及び④を含む昭和49年4月1日から51年4月30日まで厚生年金保険に加入していたとして当委員会へ確認申立を行っており、申立人は、申立期間③及び④の当時、厚生年金保険被保険者であったと主張している。

さらに、申立期間④について、国民年金被保険者台帳によると、昭和50年度の摘要欄に「52 催」のゴム印が押されていることが確認でき、日本年金機構B事務センターによると、52年度に50年度の未納期間に対する催告を行った記録であるとしていることから、申立期間④は過年度納付が可能であったと推認できるところ、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を遡って納付したとする具体的な記憶は無く、上記台帳においても、申立期間④の過年度納付の記録は確認できない。

加えて、申立期間②から④について、同一人に対して複数回の納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間②から④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私が20歳になったとき、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。当時、仕事をしていたので、国民年金保険料は、給料から現金を母に渡し、婦人会の集金人に納付してもらっていたが、集金人が日曜日に来たときなどは、私が納付したこともある。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降の厚生年金保険の資格喪失に伴う国民年金への切替手続を適正に行っており、申立期間以外の国民年金の加入期間に係る保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の、年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、自身の給料から現金を母親に渡し、婦人会の集金人に納付してもらっていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料は、納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることに加え、3か月と短期間の申立期間の国民年金保険料について、年金に対して意識の高い申立人が、納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和16年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、15年8月及び同年9月は55円、同年10月から16年4月までは75円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年8月1日から16年5月30日まで

私が所持する船員手帳に雇止年月日として昭和16年5月29日となっているが、船員保険の記録では15年8月1日資格喪失となっており、船員保険の記録に欠落がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の写しにより、申立人は、昭和15年5月27日から16年5月29日までA社が所有するB丸に乗船していたことが確認できるものの、申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は、15年6月1日に同船に係る船員保険被保険者資格を取得し、同被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と同日の同年8月1日であることが確認できる。

一方、上記の船員手帳の写しは、申立人が、A社が所有するB丸に昭和15年5月27日から16年5月29日までの期間、同年8月13日から同年12月29日までの期間、17年3月30日から同年5月28日までの期間及び同年7月3日から同年8月19日までの期間の合計4回乗船し、それぞれの期間の標準報酬等級が記載されていることが確認できるところ、上記の旧台帳における、申立期間に係る乗船期間を除く3回の乗船期間に係る被保険者期間及び標準報酬等級は、船員手帳における乗船期間及び標準報酬等級とおおむね一致することが確認できる。

また、申立人は、「私は、機関員として従事していたが、途中、前任者の操機長が下船したので、私が操機長となった。」と供述しているところ、当該前任者（以下「前任の操機長」という。）に係る旧台帳によると、前任の操機長は、昭和15年6月1日にB丸において資格取得していることが確認できるものの、資格喪失日の記載は確認できず、不備な記録管理となっているが、同年8月10日に別の船舶において資格取得していることが確認できることから、前任の操機長は、申立人のオンライン記録におけるB丸に係る資格喪失時期（同年8月1日）に、同船を下船した可能性がうかがえる。

さらに、申立人が氏名を記憶するB丸の船長及び機関長に係る旧台帳によると、それぞれの職務（船長及び機関長）の前任者と後任者の同船に係る被保険者資格の得喪時期は、おおむね一致しており、船舶所有者は、乗組員の乗下船の都度、船員保険に係る手続を行っていたことが推認され、申立人は上記の前任の操機長の資格喪失時期においても、A丸の操機長として被保険者資格が継続していたと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の船員手帳の記載内容から、昭和15年8月及び同年9月は55円、同年10月から16年4月までは75円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和24年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年10月20日から同年11月16日まで

私の夫は、商業学校を卒業後すぐにA社(現在は、B社)に入社し、関連会社のC社でも勤務し、昭和46年9月15日までの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間についてC社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社に係る被保険者証番号決定簿によると、同社は、昭和24年10月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること(全喪)が確認できるものの、その処理は25年4月1日付けで行われている上、全喪日について、「24.12.15全喪」の記載を「24.10.20全喪」に書き換えていることが確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、オンライン記録において、申立人と同じ昭和24年10月20日に被保険者資格を喪失している複数の元従業員の同名簿における資格喪失日欄をみると、当初記載されて

いた年月日は読み取れず、「24.10.20」に書き換えていることが確認できる。

加えて、上記の元従業員のうちの一人は、「私はC社に最後まで勤務し、D社に戻ったが、2か月の空白期間がある。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元従業員のD社に係る被保険者資格取得日は昭和24年12月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、C社に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和24年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和24年9月の社会保険出張所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月27日から27年3月1日まで

私は、昭和23年5月にB社に入社し、24年11月にA社（同年9月にB社から分社）に移った。

その後、昭和27年5月にこれら2社が合併してC事業所となるまで、私はA社で継続して勤務し、B社にいた時と同じ仕事をしていたのに、24年11月から27年3月までの年金記録が抜けているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

二人の元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、昭和27年3月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員70人のうち申立人を含む14人が、24年にB社で同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該14人のうちの一人は、「B社からA社に異動したが、両社の勤務形態や業務内容は同じであり、異動後も引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

さらに、上記の証言をした元従業員は、B社から異動したA社で勤務していた期間について年金記録が欠落しているとして記録訂正を申し立てたところ、当該元同僚が所持していた給与明細書により当該期間の給与から厚生年金保

険料が控除されていたことが確認されたことなどから、記録訂正があっせんされているほか、別の二人の元従業員についても同様に、同社で勤務していた期間の記録訂正があっせんされている。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の証言をした元同僚の給与明細書の保険料控除額から、2,500円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和27年3月1日であり、申立期間は新規適用日より前の期間であることが確認できるが、複数の元同僚が、申立期間において同社には20人以上の従業員が在籍していた旨証言していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の新規適用日が昭和27年3月1日であることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る24年11月から27年2月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から21年11月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険（19年5月までは、労働者年金保険）被保険者資格取得日は17年6月1日、同資格喪失日は21年11月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から19年5月までの期間は140円、同年6月から21年3月までの期間は200円、同年4月から同年10月までの期間は180円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から23年9月まで

私は、昭和16年頃、B社（適用事業所名は、A社）に入社し、Cを製作する業務に、班長として従事していたが、18年秋頃に赤紙が来て、入隊し、外地に行った。20年の終戦と同時に、D国でE国軍の捕虜になり、22年頃除隊となった。帰国後、B社に除隊の報告に出向き、そこで退職金の代わりに慰労金をもらった。

しかし、B社における年金記録が全く無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和17年6月1日から21年11月6日までの期間については、申立人は、「16年頃、B社に入社し、Cを製作していたが、18年頃に赤紙により召集され入隊し、その後、外地に行った。」と主張している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と生年月日は一致しないものの、資格取得日を昭和17年1月1日（労働者年金保険制度は同年6月1日から施行）とする申立人と同姓同名で基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できることから、当該未統合記録は、申立人の記録と推認される。

一方、F県が発行する履歴書から、申立人は、昭和17年8月1日に召集

され、21年11月6日に復員した軍歴が確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿によると、申立人の記録と推認される記録では、資格喪失日の記載が無いものの、当該期間は軍に召集されていた期間であるため、当該期間において厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失していたことは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められ、かつ、事業主は、申立人がA社において、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年11月6日に同資格を喪失したことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和17年6月から19年5月までの期間は140円、同年6月から21年3月までの期間は200円、同年4月から21年10月までの期間は180円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和21年11月7日から23年9月までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該期間における在籍及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた者についても、上記の被保険者名簿において氏名を確認することができず、申立人から聴取しても、当該元同僚の連絡先を確認することができない上、A社において申立期間当時に被保険者記録を有し、連絡先の判明した7人に照会したところ、回答のあった6人に申立人を記憶する者がおらず、申立人の在籍等に係る証言も得られない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月28日から同年11月1日まで

私は、昭和48年4月にC社（現在は、B社）に入社し、平成19年に退職するまで、一度も会社を辞めたことがないにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に空白期間がある。

これは、A社に出向した際の手続ミスではないかと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提供された社員プロフィール、D健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書及び申立人が所持している給与明細票により、申立人は、C社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の給与明細票の給与総支給額により、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社に係る資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安

定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和21年7月15日、資格喪失日に係る記録を22年7月1日に訂正し、21年7月の標準報酬月額を240円、22年6月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月15日から同年8月19日まで  
② 昭和22年6月25日から同年7月1日まで

私は、昭和21年6月にD社（当時、厚生年金保険の適用事業所としては、A社。現在は、B社）に入社し、53年7月末まで同社で勤務していたが、ねんきん特別便によると、同社本社から同社C工場に異動した時（申立期間①）及び同社C工場から同社E工場等に異動した時（申立期間②）の年金記録がそれぞれ1か月抜け落ちているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の在職期間証明書及び退職者ノートから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和21年7月15日にA社本社から同社C工場に異動、22年7月1日に同社同工場から同社E工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間①については240円、申立期間②については600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険出張所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和54年4月1日から56年3月31日までの間、A事業所で継続して勤務したが、年金記録では、資格喪失日が同年3月31日となっており、最後の1か月が空白となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する人事記録、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A事業所において昭和54年4月1日から56年3月31日までの間、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 4 月及び同年 5 月は 22 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 24 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、19 年 1 月は 24 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

私は、平成 18 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険に加入しており、加入時の標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっていたが、事業主から標準報酬月額の訂正届が出され給与支給額に準じた標準報酬月額に訂正された。しかし、申立期間は、時効により給付に反映されないとされたので、将来の年金につながるよう訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A 社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月に、事業主から厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届が

提出され、18年4月から19年6月までは24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、平成18年4月及び同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、19年1月は24万円、同年2月から同年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に社会保険事務所（当時）に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、平成16年4月から同年8月までは30万円、同年9月から17年3月までは36万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から19年6月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の、16年4月から同年8月までは24万円、同年9月から19年6月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、16年4月は34万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は41万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は30万円、17年1月は32万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、18年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は32万円、19年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は22万円、同年6月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から19年7月1日まで  
私は、平成16年にA社に入社し、20年に退職したが、勤務した期間の標

標準報酬月額が給与額よりも低くなっていた。事業主から標準報酬月額の訂正届が出され給与支給額に準じた標準報酬月額に訂正された。しかし、申立期間は、時効により給付に反映されないとされたので、将来の年金につながるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成16年4月から同年8月までは24万円、同年9月から19年6月までは16万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月に、事業主から厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、16年4月から同年8月までは30万円、同年9月から17年3月までは36万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から19年6月までは30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、平成16年4月は34万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は41万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は30万円、17年1月は32万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、18年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は32万円、19年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は22万円、同年6月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったこと

を認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に社会保険事務所（当時）に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から同年8月頃まで

私は、昭和18年4月にA社（現在は、B社）C製造所に入社し、20年6月\*日の空襲で工場が焼失するまで同製造所で勤務した。工場焼失後は、終戦まで、同社の協力工場であるD社において、A社の一員として勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、私のA社C製造所の記録は昭和20年1月1日までとなっており、同日以降の記録が無い。終戦まで勤務していたことは確かであるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年6月に空襲で被災するまでA社C製造所で勤務しており、空襲後は協力工場であるD社に終戦までA社の職員として勤務し、その後、退職した。」と主張しており、元同僚も、「玉音放送を聞いて、申立人と一緒に本社工場に行き、工場の跡地で給与をもらった。」と証言していることなどから、申立人は、同年20年1月以降も継続してA社C製造所に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録、厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和18年4月8日に当該事業所において被保険者資格を取得し、20年1月1日に同資格を喪失しており、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録は確認できないが、A社C製造所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、生年月日及び資格取得日の記載は無いものの、上記の被保険者記録とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で、20年9月25日を資格喪失日とする申立人と同姓同名で、基礎年金番号に未統

合の被保険者記録が確認できる。

さらに、B社が保管する帳票において、上記の未統合の被保険者記録と同じ記号番号で、申立人と同姓同名であり、かつ、資格喪失日を昭和20年9月25日とする記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和20年9月25日を喪失日とする上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が同日に被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合記録から、60円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 20 年 4 月から A 社において勤務しているが、同年同月の標準報酬月額について、実際の給与より低い額が届け出られていた。

既に事業所から訂正届が提出されたが、時効により年金の給付に反映されない期間となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 5 日に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された平成 20 年 4 月の給与一覧表及び申立人の所持する給与明細書により、申立期間について、その主張する標準報酬月額

(30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年5月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から8年8月1日まで  
② 平成9年5月1日から同年8月1日まで

申立期間①については、平成7年2月からの給料支払明細書は無いが、私は、手取りで月額34万円を受け取っていた。8年3月からは、給料支払明細書が給料袋に同封されるようになり、7年11月分及び同年12月分の給与明細書は受け取った。申立期間②については、標準報酬月額が30万円の記録になっているが、38万円だと思われる。申立期間について、給料支払明細書に基づき、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料納付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立期間②については、申立人が保管する平成9年5月から同年7月までの分の給料支払明細書から、その主張する標準報酬月額（38

万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①について、申立人は、「手取りで月額 34 万円を受け取っていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主、事務担当者及び複数の元従業員が、「震災で現場が被害を受け、仕事がほとんどなかったので、従業員は雇用保険をもらっていた。」などと証言している上、雇用保険の記録によると、申立人は、平成 7 年 1 月 23 日から同年 10 月 20 日までの期間、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、法律において、厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例について、都道府県知事は、同年\*月\*日において特定区域に所在した厚生年金保険の適用事業所の事業が被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同年同月から同年 12 月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができるものとされており、オンライン記録によると、同年 2 月 1 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する 30 人全員が、申立人と同様に、同年 4 月 6 日付けで同年 2 月以降の標準報酬月額が引下げされていることが確認できる。

さらに、申立人が保管する平成 8 年 3 月から同年 7 月までの分に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

なお、申立人は、平成 8 年 3 月以降に受け取ったとする 7 年 11 月及び同年 12 月の給料支払明細書を提出しており、当該明細書に記載された給与支給額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、上記の平成 7 年 11 月及び同年 12 月の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、8 年 10 月及び 9 年 1 月の給料支払明細書に記載されている金額と同額である上、8 年 10 月には厚生年金保険

料率に変更されているにもかかわらず、7年11月及び同年12月の保険料が、8年10月以降の保険料率から算出される保険料と一致することは不自然であることから、当該7年11月及び同年12月の給料支払明細書は、8年11月及び同年12月のものとするのが自然である。

なお、申立人は、平成8年3月から同年10月までの分及び9年1月から同年12月までの分の給料支払明細書を保管している一方、8年11月及び同年12月の給料支払明細書を保管していない。

また、上記の複数の元従業員が、「雇用保険の支給が終わった後、災害以前の給料の額に戻るまで、しばらく間があった。」と証言しており、このうち二人（上記の事務担当者を含む。）は、「給料が災害以前の水準に戻った時期は、平成8年3月又は同年4月頃であった。」と証言している。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年2月1日から21年7月8日までの期間については厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店本部における資格喪失日に係る記録を21年7月8日に訂正し、当該期間のうち、20年2月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額を50円とし、同年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額を90円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年10月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月1日から21年7月8日まで  
② 昭和21年10月25日から同年11月1日まで

私の夫は、昭和7年4月1日に、A社（現在は、B社）に入社し、47年8月8日に同社を退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、同社本店本部から同社D支店への転勤（申立期間①）、及び同社D支店から同社C支店への転勤（申立期間②）時に、厚生年金保険の加入記録に欠落期間がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管している社員台帳及び職歴書から、申立人が当該期間においてA社に在籍していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社本店本部において昭和

19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年2月1日（申立期間始期）に同被保険者資格を喪失していることが確認できるが、厚生労働省社会・援護局が保管している資料及びE県健康福祉部社会福祉局社会援護課が発行した軍歴証明書によると、申立人は昭和16年12月5日から21年7月1日（申立期間終期の1週間前）まで陸軍に召集されていたことが確認できる。当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立期間①のうち、申立人が陸軍に召集されていた20年2月1日から21年7月1日までの期間については、仮に被保険者としての届け出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

さらに、B社は、「当行に在籍している限りは、厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と回答していることから、申立期間①のうち、昭和21年7月1日から同月8日までの期間についても、継続して厚生年金保険の被保険者期間であったと考えられる。

以上のことから、申立人のA社本店本部に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和21年7月8日とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和20年2月1日から21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店本部に係る20年1月の記録から、50円とし、同年4月1日から同年7月8日までの期間に係る標準報酬月額については、同社本店本部に係る他の被保険者の21年4月の記録から、90円することが妥当である。

2 申立期間②については、上記の社員台帳及び職歴書によると、申立人は、昭和21年10月15日（当該期間始期）にA社D支店から同社C支店に異動し、25年5月1日まで同支店に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和21年11月の社会保険出張所（当時）の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間における厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成13年9月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和38年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和38年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から38年9月1日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給の有無を確認する通知が届いたので年金記録を見ると、A事業所で勤務していた期間が脱退手当金支給済みと記載されていた。

私は、脱退手当金という給付制度そのものを知らなかったし、A事業所の期間のみを脱退した覚えは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前のB社（被保険者期間54か月）及びC社（被保険者期間53か月）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間よりも被保険者期間が長く、かつ、近接しているこれら2社における被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、上記の未請求となっている2社における被保険者期間と申立期間における被保険者期間は、同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることからみると、これら未請求の期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名は旧姓のままである上、生年月日も誤って記録されており、脱退手当金の裁定があればこれらの記載は訂正されると考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 22 日から 37 年 7 月 24 日まで

私は、結婚を機にA社B工場を退職した。昭和 39 年 6 月に脱退手当金を支給した記録となっているが、当時は第一子の育児中であり、脱退手当金を受け取っていないと思うので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 39 年 6 月 16 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前のC工場に係る被保険者期間及び申立期間の後のD社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 兵庫国民年金 事案 2273 (事案 1385 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から51年12月まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てでは、6の数字が頭の中で浮かび、保険料をまとめて納付した金額として60万なにがしと出てきたが、今回、よく考えると、その金額は定かでは無いが、76万8,000円であったような気がする。納付した場所についても、定かでは無いが、A駅前にあったB銀行(現在は、C銀行)で振り込んだか、自身でD市役所に行き納付したか、又は職員が来て集金されたような気がする。再審議の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、申立人は、昭和55年頃、十分な資力を有する申立人の母親から約60万円を用意してもらって、20歳から遡って特例納付を行ったとしていたが、i) 国民年金被保険者原票及びD市が保管する被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間直後の52年1月から同年12月までの保険料について、第3回特例納付の実施期間中である55年6月9日に特例納付している記録が確認できるものの、申立期間の納付記録は確認できず、当該記録に不自然な点は見られないこと、ii) 同被保険者原票によると、52年1月から同年12月までの期間の特例納付に加え、その直後の53年1月から55年3月までの期間の保険料については、55年4月から57年7月までの間に8回に分けて過年度納付していることが確認できるところ、申立人が20歳に遡って特例納付したとする時点及び第3回特例納付の実施期間終了時点(55年6月30日)においては、納付可能な未納期間が残っていたものとみられ、これらを残し、申立期間の保険料のみを一括で特例納付したとするのは不自然であるなどとして、当委員会の決定に基づき、平成21年12

月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たって、新たな事情として、当時、まとめて特例納付した金額は 76 万 8,000 円であったような気がするとしているところ、当該金額は、第 3 回特例納付で保険料が納付済みとされている期間（昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの 12 か月）と申立期間（180 か月）を合せた期間に必要となる保険料額（4,000 円×192 か月）と一致しているものの、当該金額を納付したことを裏付ける客観的な事情を確認できない上、申立人は今回、当該金額は定かでは無いが、A 駅前にあった B 銀行で納付したか、自身で D 市役所に行き納付したか、又は職員が来て集金されたような気がする」と主張しているものの、金融機関における保険料の収納事務は日本銀行を經由して国庫納入されており、当該納付行為で、納付済みとされる期間（12 か月）のみ記録され、申立期間の納付記録が失われたとする事務過誤が発生したとは考え難く、また、E 年金事務所によれば、制度上、特例納付は国庫金であるので、D 市では集金を含めて特例納付の収納事務を取扱っていなかったと回答している。

さらに、前回の申立時において申立人は療養中で、当時の状況を供述することが困難であったものの、今回、申立人は、特例納付に係る市役所でのやり取り、及びその母親から金銭が貸借された経緯等を含めて、特例納付したとする金額（76 万 8,000 円）を思い出したとしているものの、その他の納付状況等に関する記憶は明確でなく、内容を確認できない。

これらのことから、今回の申立人の主張は、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

私は、昭和52年3月頃、母と一緒にA市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。

国民年金保険料は、毎月、母に渡して納付してもらっており、私の年金手帳の初めて被保険者となった日が「昭和52年\*月\*日」と記入されているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月1日に払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の記録から、同月末頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する上、当該加入手続の時点において、申立期間のうち、52年3月は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母親が、自宅に来る郵便局員、金融機関職員、婦人会の集金人に保険料を納付していたとしているものの、A市によると、昭和51年度以降、納付書を被保険者に郵送し、金融機関で保険料を納付する方式になったとしており、納付方法も相違する。

さらに、申立人のA市の国民年金被保険者名簿の検認記録及びオンライン記録は一致していることが確認でき、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から39年3月まで  
亡くなった伯母が、店に来ていた集金人に、姉と私の保険料を一緒に納付してくれていたと聞いているのに、私の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の伯母が集金人に納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年2月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、払出しの時点で、申立期間のうち一部は時効により納付することができない期間となる上、過年度納付が可能な期間があるものの、A市によると、集金人は過年度保険料を収納できなかったとしている。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の検認記録欄は空欄となっている上、申立期間直後の昭和39年4月から同年9月までの保険料を同年11月に遡って納付していることが確認できることから、申立人の伯母は、国民年金加入手続を行った昭和39年度の4月から納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年3月まで

私の父親は自営業でA業をしていた。その関係で、母親は、自分の年金掛金の期間、納付金額共に少なくなるので、支給額も少なくなるとよく言っていた。だから、「あなたには、家計が大変だけど年金を掛けておくから。」と言って来ていた。また、私が初めて就職したB社で、国民年金保険料を掛けていた旨を伝えると、「手続きするので年金手帳を持って来て下さい。」と言われ、会社に同手帳を提出した覚えがある。会社の事務の女性は、確か「Cさん」という人であったが、その人から、「手続きが済んだから。」と告げられた記憶もある。母親は平成11年\*月に他界しており、当時の年金手帳もあったと思うが、無くしてしまっていて今は残っていない。私の大学生、大学院生の時代に、母親が納付してくれていた申立期間について、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生及び大学院生としてD県に下宿していた申立期間当時、申立人の母親が、実家のあるE県F町（現在は、G市）において、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、G市において、申立人に係る国民年金加入記録は無く、申立人に係る国民年金被保険者名簿も確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金記録は、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入後、当時の厚生年金保険記号番号を基礎年金番号として、同年7月に初めて国民年金被保険者として記録されていることが確認できる上、基礎年金番号制度の導入前に、全ての国民年金被保険者に対

して払い出されていた国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことは確認できず、制度上、当該期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として取扱われておらず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人はこれらに直接関与しておらず、具体的な加入及び納付状況は不明である。

加えて、申立人は、大学院を卒業後、最初に就職した事業所において、年金手帳を提出し、国民年金の手続を行った記憶があると主張しているものの、当該事業所には当時の事情を知る者は在籍しておらず、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年3月まで

私は、夫が年金記録の照会を行った際、自身の記録を確認したところ、昭和44年8月から50年3月までが未納とされていることが分かった。

国民年金の加入手続についての具体的な記憶は無いが、保険料は20歳から納付しており、少なくとも、昭和47年7月に転居して数ヶ月後からは、私が婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料を納付しているのに、未納とされている記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶はないが、昭和44年\*月（20歳）から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳に記載のある国民年金手帳記号番号は50年8月16日に払い出されていることが確認できることから、申立人が主張する加入時期と相違しており、同手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち44年8月から48年6月までは時効により保険料を納付することができない期間となる上、それ以降の期間は過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、少なくとも、昭和47年7月に転居して以降、口座振替により納付するまでは、夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付していたと主張しているが、上記払出簿によると、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、上記年月から居住する住所地の近隣者の証言からも、国民年金保険料の納付を裏付けるまでの事情はうかがえないことから、申立人が集金人に保険料を納付していたものと考えるのは困難である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の記録は一致しており、行政側の記録に不自然な点は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から55年3月までの期間及び平成11年4月から12年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から55年3月まで  
② 平成11年4月から12年9月まで

私は、昭和47年4月に結婚した時、強制的に国民年金へ加入させられ、申立期間①の保険料をA金融機関B支店で納付した。また、申立期間②の保険料は口座振替で納付し、その時の預金通帳に保険料が引き落とされたことが記載されている。詳しく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得時期、申立人が所持する年金手帳の住所欄上の押印記録及びC市の昭和55年度の国民年金収滞納一覧表の記録から、申立人は同年7月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない上、申立人はオレンジ色の年金手帳を所持しており、それ以外の年金手帳をもらっていないとしているところ、オレンジ色の年金手帳は49年11月以降に使用され始めたものであるため、申立人の加入時期に関する記憶とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人によると、保険料の納付方法は納付書による1か月ごとの納付であったとしているところ、C市における当時の保険料収納月数は3か月単位であり、申立人の主張内容とは異なっている上、上記の加入手続の時期（昭和55年7月）から判断すると、申立期間①のうち、47年2月から53年3月までの期間は時効により納付できない期間となり、昭和53年度及び54年度は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成 11 年度以降に係る申立人名義の預金通帳で当時の国民年金保険料額の振替記録が確認できることから、当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該通帳口座番号の 10 年度の取引履歴を確認したところ、平成 11 年 2 月までは申立人夫婦二人分の保険料の振替記録が確認できるのに対し、同年 3 月以降は一人分のみの振替記録となり、この状態が、納付済みとなっている申立人の夫の 60 歳前の月まで継続されていることから、申立期間②における一人分の口座振替記録は申立人の納付記録ではなく、その夫の納付記録であると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの期間及び44年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年11月まで  
② 昭和44年3月から51年3月まで

私は、昭和36年4月から39年11月までの期間（申立期間①）については、47年4月に結婚した時、A市B区で国民年金の加入手続を行って36年からの保険料未納期間をまとめて納付した。また、44年3月から51年3月までの期間（申立期間②）については、一部はまとめて納付し、残りは妻と一緒に納付した。詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年6月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得時期、申立人が所持する年金手帳の住所欄上の押印記録及びA市の昭和54年度の国民年金収滞納一覧表の記録から、申立人は、同年10月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない上、申立人はオレンジ色の年金手帳を所持しており、それ以外の年金手帳をもらっていないとしているところ、オレンジ色の年金手帳は49年11月以降に使用され始めたものであるため、申立人の加入時期に関する記憶とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では申立期間の保険料納付は確認できない上、申立人は、上記の加入手続の時期（昭和54年10月頃）において38歳であり、同時期から60歳の前月（平成13年\*月）まで保険料を納付したとしても、国民年金の受給要件（300か月）を満たさなかったため、当該時点で、申立人が35歳の誕生月（昭和51年\*月）まで遡って保険料を納付する必要があるところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、51年4月

から53年3月までの保険料を54年10月及び55年1月に過年度納付及び特例納付し、昭和54年度の保険料を55年1月に一括で現年度納付していることが確認できることから、申立人は、これらの納付により国民年金の受給権を確保しようとしたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①について、申立人の妻によると、申立人に係る当該期間の保険料を昭和47年4月の婚姻後にまとめて納付したと主張しているが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、その妻は、当該期間の保険料額は10万円を超えなかったと供述しているのみで、その記憶は曖昧であり、納付時期も不明である。

加えて、申立期間②のうち、婚姻した昭和47年4月以降の期間について、申立人は、夫婦一緒に保険料を納付したと主張しているが、国民年金被保険台帳によると、当該期間は申立人の妻も未納である上、その妻によると、同期間における保険料の納付方法は納付書による1か月ごとの納付であったとしているところ、A市における当時の保険料収納月数は3か月単位であり、その妻の主張内容と符合しない。

また、申立期間②のうち、昭和44年3月から婚姻前の47年3月までの期間については、申立人の妻によると、保険料を遡って納付したかもしれないと主張しているが、具体的な納付方法や金額等の記憶は無く、同期間の納付状況は不明である。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

昭和58年3月にA校を卒業後、B職をしていた。当時は家族と同居していて、B職の収入はアルバイト程度であった。

国民年金保険料については、同居する母親が納付していたので、詳しいことは分からないが、母親は、当時、毎月自宅に集金人が来ており、滞りなく保険料を納めていたことを記憶していた。しかし、当時の領収書は災害で自宅を立て直したため保管しておらず、関連する資料も残していない。送られてきた私の年金記録を確認すると、卒業直後の1年間の保険料が未納となっていた。母親は、最初から納めていたと記憶しているので、速やかに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月2日に払い出されており、C市の国民年金被保険者名簿の異動欄には、「59.4」の押印が確認できることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は加入手続前の期間となる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間である昭和58年度の納付記録は、いずれも保険料収納に関する欄が全て空白で納付記録が確認できない上、昭和59年4月以降に初めて保険料の収納記録が確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、集金人が来ていた状況等を記憶しているものの、申立期間の保険料を遡って納付したとする記憶は無い上、申立人は、これに直接関与していないため、具体的な納付状況は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月、61年4月から62年3月までの期間及び平成2年4月から5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月  
② 昭和61年4月から62年3月まで  
③ 平成2年4月から5年4月まで

私は、社会保険事務所(当時)から国民年金保険料を納付するようと言われて、昭和39年3月27日に夫と共に国民年金に加入した。申立期間の保険料は集金人に納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同国民年金手帳記号番号は昭和39年5月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年3月27日に強制加入被保険者として資格取得していることが確認できるものの、申立期間に係る同被保険者名簿の納付状況欄は未納を表す空欄となっていることが確認できる上、申立人の当時の国民年金被保険者台帳においても未納となっていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人に係るA市の収滞納一覧表において、未納となっていることが確認できる上、申立人の上記被保険者名簿の備考欄には、申立期間について国民年金保険料の免除申請手続が行われたが昭和61年9月に却下され、その後、再び同年11月に却下されている記載が確認できる。

さらに、申立期間③について、申立人に係る上記の収滞納一覧表において、未納となっていることが確認できる上、申立期間③の国民年金保険料が納付

されなくとも、申立人は、昭和 62 年度から平成元年度までの申請免除期間を加算すると、年金受給権(300 月)を確保していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私が27歳になった昭和52年頃、経済的余裕から、やっと将来に目が向けられるようになった。国民年金について未納期間の保険料を払えることを知り、A市役所で相談すると、「5年間の保険料を過去に遡って納付できる。」と教えられた。老後の不安が少しは解消できるとの思いから、10万円から15万円ぐらいの保険料を同市役所で納付した。しかし、未納期間を2年ぐら残すことになってしまったことから、今も、この2年間の未納期間を埋めようと払い続けている。ところが、「ねんきん特別便」でこの5年間分の保険料の記録が無いことを知らされた。納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、27歳であった昭和52年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間5年分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は54年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年5月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と符合しない。

また、上記の加入時期において、申立期間は、過年度納付及び特例納付が可能であったが、申立人の国民年金被保険者台帳には、53年4月から54年3月までの保険料3万2,760円を同年5月に過年度納付したことが記録されているものの、申立期間に係る特例納付の記録は確認できず、同台帳の記載内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が申立期間の保険料としてまとめて納付したとする金額の記憶は曖昧である上、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年2月までの期間、47年10月、50年1月から同年3月までの期間、51年1月から55年4月までの期間及び55年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年2月まで  
② 昭和47年10月  
③ 昭和50年1月から同年3月まで  
④ 昭和51年1月から55年4月まで  
⑤ 昭和55年5月から61年3月まで

私が20歳になった時、父親がA市B区役所に行って他の兄弟と同様に国民年金に加入してくれた。当時、私は同区役所でアルバイトをしていたので、自分で国民年金料を納付しており、納付するのに大変便利であったことを記憶している。(申立期間①)

また、私は、昭和47年10月にC事業所を退職し、次の就職がいつになるのか分からなかったので、すぐに国民年金保険料を納付した。(申立期間②)

結婚が決まり、私は、昭和50年1月にD社を退職したが、時間的に余裕のあるアルバイトのE事業所で働いていたので、国民年金保険料を自分で納付していた。その時、古い国民年金手帳は役所で回収され、新しいオレンジ色の年金手帳を発行してもらったが、納付状況が記載されていた前の形式でなかったため、少し不安を覚えたことを記憶している。(申立期間③)

昭和51年1月から55年4月までの期間については、住んでいた団地から道路を挟んだところにE市役所F出張所があったので、散歩のついでに国民年金保険料を納付していた。(申立期間④)

昭和55年5月から61年3月までの期間については、58年1月にG市からH市に転居して、毎月ではなかったが、H市役所で国民年金保険料を納付していた。(申立期間⑤)

ねんきん特別便が送付され、上記の期間の記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑤について、オンライン記録によると、当該期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、申立人は被保険者として取り扱われておらず、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③について、申立人は、A市B区役所の窓口及び同区役所内の金融機関で保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号によると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年6月に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、当該期間は過年度納付となるどころ、同市では、過年度納付は国庫金扱いとなるため、同市同区の窓口及び同区役所内の金融機関で納付することはできないとしており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間④について、申立人の戸籍の附票によれば、申立人がA市B区からE市に転居したのは昭和51年2月26日と確認できるところ、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA市B区の国民年金被保険者名簿では、上記の住所変更が55年5月22日に行われていることが確認でき、申立人は、同日まで住所変更手続を行っていなかったことが推認できることから、E市の国民年金担当係では、当該時期より前の期間において申立人の所在を把握しておらず、納付書を発行することができず、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった頃に母が行ってくれた。納付については、母が自宅に来る集金人に納付していたことを記憶している。年金記録を確認したところ、結婚前の期間が未納となっていることが分かった。母は病気のため、詳しいことは分からないが、母が納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できないので、第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 37 年\*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 6 月から 12 月までの間に、申立人の妹と連番で払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日に 41 年 6 月 1 日付けの日付印が押されていることが確認できることから、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの状況から、申立期間のうち昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までは時効により納付できない期間となる上、同年 4 月以降は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶も含め具体的な主張は無く、申立人は、申立期間の保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、A 市によると、集金人は過年度保険料を収納できなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その加入手続及び納付を行っていたとする申立人の母親は、病気のため証言できないとしていることから、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年2月まで

私は、昭和52年2月に会社を退職し、子供が小さかったので国民健康保険は不可欠であったため、A市役所へ赴き、国民健康保険の加入手続を行った。当時は、国民健康保険と国民年金はセットで加入するようになっていたので、国民年金の加入手続も行った。ねんきん定期便をみると、申立期間の年金記録が無いことが分かったが、次の会社へ入社するまでの間、元妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月に会社を退職した際、A市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、同市役所又は銀行で納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は62年6月12日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことがわける事情は見当たらないことから、申立人の主張する加入時期と相違する上、A市によると、1か月毎の納付書が発行されるようになったのは昭和61年4月からであり、申立期間当時は、3か月ごとの期別納付であったとしており、申立人の主張する納付方法とも相違する。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日は昭和62年5月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされており、申立人が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月から54年3月まで

私が20歳になった昭和52年\*月頃に、A市B区役所から国民年金の加入勧奨通知を受けたので、自身で加入手続を行ったと思う。その後、毎月、区役所から送られてくる納付書を使用して、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と併せて自宅近くの郵便局で納付してきたと思うが、途中で納付方法を銀行振替に変更した記憶もあるので、口座振替により納付していたかもしれない。30数年前のことなので確かな記憶は無いが、納付義務を強く認識していたので、申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和52年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は54年3月13日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年2月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、上記の加入時期（昭和54年2月頃）からみて、52年5月から53年3月までの期間については、保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は、これまで保険料を遡って数万円単位で一括納付したことは無いと供述している。

さらに、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から52年3月まで  
昭和45年9月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、家業を手伝った私の給料の一部から母親が集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月7日に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に申立人の母親が納付していたとしているが、申立期間当時、A市における集金人による保険料の徴収は、昭和45年度までであることが確認できる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3152 (事案 1572 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、平成22年3月29日付けで、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を受けたが、今回、新たに資料(当時入手したもの)が出てきたので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和25年12月1日にB社の被保険者資格を喪失した元従業員は申立人を含め46人確認でき、そのうち30人が、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、B社の被保険者資格を喪失後、26年8月1日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年12月1日から、申立人が被保険者資格を取得した26年8月1日までの間に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時入手した資料を新たに提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、当該資料からは申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認するこ

とはできないことから、今回提出された新たな資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月5日から21年2月8日まで

私は、昭和20年4月にA社（現在は、B社）に入社し、同社C工場で勤務していた。申立期間当時は、進駐軍が同工場に駐屯していたことを記憶しており、21年2月まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場の元従業員の証言及び同社の元代表取締役の著書の記載から「同社同工場に、進駐軍が駐屯していた。」という申立人の供述は、当時の同工場の状況と一致していることが確認できる。

しかし、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、全ての被保険者が、昭和20年9月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日から21年2月1日までの間に当該事業所において同被保険者資格を取得している者はいないことが確認できる。

また、A社の元代表取締役の著書には、「同社は、昭和20年9月30日に学徒を含む1万数千人全てを解雇し、会社保全のために必要な人員だけ残して解散することを発表した。同社C工場は、終戦後23年5月まで進駐軍に占領されていたので休場の状態となった。」旨記載されていることから、終戦後、同社同工場は稼働していなかったことがうかがえる。

さらに、複数の元従業員が、上記元代表取締役の著書の記載内容と合致する証言をしている上、終戦後も当該事業所で残務整理または保全要員として勤務していたとする元従業員二人についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月頃から 60 年 3 月頃まで

私は、昭和 56 年 8 月頃に A 事業所（現在は、B 社）で配達の仕事をはじめた。最初の 6 か月間は見習いだったと記憶しているが、その後、社員扱いになり、配達以外の営業、事務などの仕事も任されるようになった。同社経営の別の事業所の所長を務めたこともある。それにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。同僚で同社が経営していた教室の講師をしていた妻には記録があるのに、不思議だ。調査の上、記録を回復してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の役員及び A 事業所の元従業員の証言から、申立人が申立期間頃に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の控えをみる限り、申立人の名前は無く、申立人は厚生年金保険に加入していなかったとみられる。当然、厚生年金保険料の給与からの控除は有り得ない。」と回答している上、同社の役員の一は、「申立期間頃は、現在と違って、従業員全員が社会保険に入っていたわけではない。社会保険に入りたいかどうかを従業員に尋ねて、『入りたくない。』と言われれば、入れていなかった。入るか入らないかの割合は、半々くらいだった。」と証言している。

また、元従業員の一は、「私は、昭和 49 年又は 50 年から A 事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得は 51 年 11 月 1 日になっている。この空白期間を年金事務所で調査してもらったが、原因は判明しなかった。」と証言している。

これらのことから判断すると、A 事業所及び B 社では必ずしも全ての従業員

について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の健康保険について、「記憶が無い。」と供述しており、健康保険の種類等について確認することができない。

加えて、A事業所及びB社に係る健保記号番号順索引簿に、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 7 月 20 日まで

私は、高等小学校卒業直後の昭和 18 年 4 月から A 社で事務員として継続して勤務し、23 年 7 月 20 日に結婚のため退職した。

ところが、年金記録によると、A 社で勤務していた期間のうち、厚生年金保険の制度ができた昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間（申立期間①）の厚生年金保険被保険者記録が無い上、21 年 4 月 1 日から退職した 23 年 7 月 20 日までの期間（申立期間②）については、受けとった覚えが無い脱退手当金が支払われたこととなっている。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の入社当時に係る具体的な供述などから、申立人は申立期間において A 社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和 21 年 2 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の新規適用日に申立人を含む 45 人が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 45 人のうち、確認が取れた一人は、「私は戦前から同社に在籍していたが、入社当初、同社は社会保険の適用事業所ではなかったの

で、在籍期間と厚生年金保険の加入記録は一致しない。」と供述している。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の資料を確認できない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る脱退手当金について、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月31日まで

私が勤務したA社B工場（現在は、C社D工場）に係る申立期間の年金記録が無い。私は昭和20年3月にE学校を卒業後、同年4月1日付けで入社し、終戦の同年8月31日まで勤務していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D工場は、「申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」と回答している上、申立期間において、A社で厚生年金保険の被保険者であった元従業員27人のうち、所在が確認できた18人に対し照会したところ、12人から回答があり、そのうち11人は、「申立人のことを記憶していない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、上記の申立期間当時の元従業員のうち4人は、「自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に1年前後のずれがある。」と供述している上、申立人と同じ学校を卒業して同時期に申立事業所に勤務したとする同僚二人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月17日から29年4月3日まで

私は、A社を昭和28年8月16日に退職して期間を置くことなく、B社に入社したが、入社当初の同年同月17日から29年4月3日までの期間の記録が抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年8月17日から29年9月30日までB社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が申立期間後に勤務したC社が保管している申立人の職員経歴表によると、27年8月B社入社、29年10月同社退社との記述が確認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から申立期間に記録が確認できる83人のうち、所在が確認できた10人（申立人が記憶していた元同僚一人を含む。）に申立期間の申立人の勤務実態について照会し、上記元同僚一人を除く8人から回答があったものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを確認できる証言等は得られなかった上、同社は昭和50年2月\*日に破産宣告され、63年7月\*日に破産終結していることが確認でき、当時の取締役については所在が不明であるため、申立期間当時の申立人の勤務実態、当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記回答があった8人のうち一人は、「当該事業所には3か月くらいの試用期間という見習期間があり、自分も3か月間程度記録が欠落している。当時は歩合給であったが、見習期間は歩合給だと生活できないため、固定給が支給されていた。厚生年金保険には、保険料を支払うことができる歩合給となってから加入していたように記憶している。」と証言しており、また、別の一

人は、「私も昭和28年8月頃に同社に入社したが、記録は29年4月からとなっている。」と証言していることから判断すると、当該事業所はすべての従業員について、入社と同時ではなく、相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、B社において昭和29年4月3日に資格取得していることが確認できるところ、当該事業所に係る被保険者名簿においても、同日に資格取得していることが確認でき、これらはオンライン記録と一致する上、同被保険者名簿の先頭ページにある事業所台帳における被保険者番号及び現在数を確認しても、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月24日から22年11月6日まで

私は、平成21年11月1日に、社会保険事務所（当時）から、昭和21年から22年にかけてA社（現在は、B社）C工場で勤務した期間について、脱退手当金が支給されているという回答を受けた。

しかし、私は、当時、脱退手当金など知らなかったし、私より1年遅くA社に入社し、同社C工場で勤務した妹は、勤務期間に係る厚生年金を受給している。

同じ会社に勤務していたにもかかわらず、どうしてこのようなことが起こるのか納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から15日後の昭和22年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金に係る給付の記載が確認できる。

また、支給決定日が同一となっている受給者が複数散見されるとともに、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 3 月から 21 年 5 月まで  
② 昭和 33 年 2 月から 36 年 7 月まで

申立期間①について、私は、昭和 17 年 3 月に A 社に入社し、同年 8 月に同社 B 支店に赴任するため同地に渡り、事務職を行っていた。終戦により帰国し、本社で退職金を受け取り退職した。

また、申立期間②について、私は、C 社に勤務していた。従業員は私一人であった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する当時の写真や具体的な供述から、申立人が、申立期間において A 社本社及び同社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同社は既に解散しているため、申立人の同社本社における労働者年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、「A 社 B 支店に勤務していた。」と主張しているが、厚生省保険局長（当時）の通達によると、「厚生年金保険法（労働者年金保険法）は、国外の事業所については適用されないが、被保険者が社命等により一時的に国外の事業所へ転勤する場合、従前の事業所との使用関係及び報酬の支払い等が継続している場合にあっては引き続き被保険者として加入させても支障はない。」とされているものの、上記のとおり、申立人が従前の事業所（A 社

本社)で被保険者であった事実は確認できない。

さらに、A社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者のうち、住所及び生存が判明した20人に対し文書照会したところ、14人から回答があったが、国外の事業所で被保険者であったとする者は見当たらない。

申立期間②について、日本年金機構D事務センターは、「C社が厚生年金保険適用事業所であった形跡は見当たらない。」と回答している上、所在地を管轄する法務局において、当該事業所の商業・法人登記は確認できない。

また、申立人は、「C社は事業主夫婦及び申立人を含め3人であった。」と供述していることから、当該事業所は厚生年金保険法の適用を受ける必要の無い事業所であったことが考えられる。

さらに、C社の申立期間当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 27 日から 8 年 7 月 16 日まで

私は、平成 7 年 12 月に、A 社（現在は、B 社）の C 職として採用された。

C 職として入社して、約 1 週間後に健康保険被保険者証を受け取った記憶があるが、年金事務所に年金記録を照会したところ、被保険者記録照会回答票の備考欄に、健康保険被保険者証の受取日は平成 8 年 8 月 7 日と記載されており、私の記憶と 8 か月もの差があるので、詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した申立人に係る平成 7 年分の給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において A 社に在籍していたことが確認できる。

しかし、B 社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、A 社は、申立期間終期の平成 8 年 7 月 16 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得する届け出を行っていたことが確認できる。

また、B 社が提出した平成 7 年分及び 8 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元従業員は、「社会保険事務所による調査があつてからは、全ての従業員について加入手続をするようになったが、それよりも前は、本人たちの希望により加入していない人がいた。」と供述しているところ、当該事業所の代表取締役は、「社会保険事務所の調査があつたのは、申立期間よりも後だったと思う。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月25日から同年12月25日まで

私は、A社に在職中、友人の紹介でB社に見学に行ったところ、同社の仕事が気に入ったので、A社に退職願を出し、昭和27年11月25日にB社に入社した。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間の1か月の被保険者記録が欠落しており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年11月25日にB社に入社した。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散している上、申立期間当時に被保険者記録を有する元役員も、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、「B社で勤務していた友人に誘われて、同社に入社した。」と供述しているが、当該同僚は既に死亡していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の頃に被保険者資格を有する元従業員のうち連絡先の判明した7人に照会したところ、上記の元役員を含む回答のあった5人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年11月1日まで

私は、A社に昭和21年3月1日付けで正社員入社し、24年1月31日まで勤務したが、21年3月1日から22年11月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間において期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同保険の適用事業所となる前の期間である上、元同僚の一人は、「昭和22年の初めに正社員で入社し、入社後何か月かのちに厚生年金保険料を控除されるようになった。自分の年金記録以前に保険料の控除はなかったと思う。」と証言している。

また、A社は既に廃業しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 45 年 2 月 21 日まで  
私は、A社に入社し、B店内で、午前9時30分から午後6時まで勤務していた。健康状態が悪化したので退職したが、脱退手当金は受け取っていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名・押印、住所地の記載、受付日（昭和 45 年 3 月 2 日）及びA社の社判が押印されている上、医療機関での受診状況の記載もあることから、脱退手当金の請求に申立人が関与していることが推認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 17 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 12 年 8 月 17 日から、A 社（現在は、B 社が承継）C 店でパートタイマーとして勤務していた。年間給与が 100 万円を超すまでは、厚生年金保険に加入しなくてよいと言われていたので、国民年金に加入したままであったが、入社後数か月たってから、入社日まで遡って、保険料を請求され、10 万円くらい支払った。ところが、申立期間については、国民年金のままの記録なので、厚生年金の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 12 年 8 月 17 日から A 社 C 店にパートタイマーとして勤務し、最初は国民年金に加入していたが、入社して数か月経過後に、入社日まで遡って保険料を請求され、10 万円くらい支払った。」と主張しているところ、B 社から提出された申立人に係るパートタイム労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人の当該事業所に係る入社日は平成 12 年 8 月 17 日であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は、平成 12 年 11 月 1 日であり、当該資格取得に係る処理は、13 年 6 月 4 日に遡って行われていることが確認できる。当該資格取得に係る手続について、B 社では、「社会保険事務所(当時)から主にパートタイマー・アルバイトの短時間労働者の勤務状況について調査を受けた結果、社会保険に未加入の従業員のうち、労働時間が長く、社会保険の加入条件（社員の勤務時間の 4 分の 3）を満たす者について、加入条件を満たしたと推定される月に遡って被保険者資格を取得させるよう指示を受けた。」と回答している。

また、B 社から提出された上記の社会保険の遡及資格取得に係る資料による

と、申立人は、平成 12 年 11 月 1 日を資格取得日として、同年 11 月から 13 年 4 月までの 6 か月分の社会保険料の合計 12 万 8,512 円と算出し、当該保険料について、13 年 6 月から 14 年 3 月までのそれぞれの給与及び 13 年下期賞与から分割して控除（控除額は、13 年 6 月の給与は 1 万 2,512 円、同年 7 月以降の給与及び 13 年下期賞与は 1 万 1,600 円）することとして計算していることが確認できる上、同社に保管されている 13 年 8 月から 14 年 3 月までの申立人に係る賃金台帳によると、当該資料のとおり、各月の給与及び 13 年下期賞与から 1 万 1,600 円が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月6日から平成12年5月31日まで  
私は昭和63年11月にA社に採用され、平成元年2月6日から正社員となり、厚生年金保険に加入した。「ねんきん定期便」で給与と標準報酬月額が大きく相違していることに気付いたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した申立期間の給与明細書（平成2年8月、8年7月及び10年11月を除く。）により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

また、平成2年8月及び10年11月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、平成8年7月については、給与の支給が無く、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 22 日から 46 年 9 月 11 日まで

私は、昭和 46 年 9 月 11 日に結婚と出産のためA社を退職した。私が今回自分の年金手続きをする際に申立期間の記録について脱退手当金が支給されたことになっているので驚いた。退職の際には会社から退職金などにも受け取っていない。もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の申立人の前後 50 人について厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人を含む 10 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ当該 10 人全員が資格喪失後 5 か月以内に脱退手当金を支給決定されていることが確認できる。

また、元従業員の一人名は、「退職時、会社の退職に係る書類の中で脱退手当金の欄に記入していたところ、係りの方に、ここは記入しない方がよいと言われ、記入を取り消したことを覚えている。」と回答していること等から、申立期間当時は、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、上記 10 人全員の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月6日から21年1月24日まで  
小形船舶乗組員手帳に記載されているので、私が、A社において、昭和19年4月6日から21年1月24日まで乗船勤務していたことは明らかである。船員保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する小形船舶乗組員手帳により、申立人は、昭和19年4月6日から21年1月24日まで、A社が所有するB丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、船員保険の被保険者は、船員法第1条に規定する船員であることが要件とされているところ、小形船舶乗組員手帳法（昭和17年法律第83号）に基づき小形船舶乗組員手帳を発給された者は、当時の船員法第1条に規定する船員の要件に該当していなかったものと考えられることから、申立人が、船員保険の被保険者であったことは考え難い。

また、A社は、「届出及び保険料控除について不明である。」と回答している上、B丸に係る船員保険被保険者名簿は見当たらず、申立人が記憶する船長についても、B丸に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3168 (事案 315 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 23 日から同年 9 月 20 日まで

私は、A社(現在は、B社が承継)に昭和30年8月23日から勤務していた。年金記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、入社月の翌月20日に被保険者資格を取得している事例があるなど、申立人と同様に、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が符合しない事象が見受けられること、ii) 当時の申立人に関する雇用状況を示す資料、社会保険料控除を確認できる資料が確認できないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿をみても、記録に不自然な点は見受けられないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年1月7日付で通知が行われている。

申立人は、今回新たな資料等を提出することなく、「私は、昭和30年8月23日からA社で勤務したので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったと認めて欲しい。」との従来の主張を繰り返して再申立てしているところ、今回新たに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同被保険者資格を有し、所在が確認できた5人及び申立期間後の31年に同社において同被保険者資格を取得し、所在が確認できた3人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人に記憶があるが、勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である。」、「申立人に記憶が無い。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、上記元同僚の一人は、「B社の人事担当者を確認したところ、当該担当者は、『当時、試用期間があり当該期間は厚生年金保険に加入させなかった。』と回答した。」と証言している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、A社(後にB社)にて、昭和32年4月1日から33年7月1日まで、C業務に従事していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務していた。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり、所在が確認できた元従業員14人に照会し、4人から回答を得たところ、そのうちの3人は、「期間が特定できないものの、申立人が同社に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、上記元従業員3人のうち一人は、「申立人と同じ勤労学生であったが、申立人とは学年及び学校が違っていた。私は、Dの免許証を所持していたことから、DでC業務に従事していた。」旨証言している。

また、B社は既に解散しており、元事業主は、「申立期間における資料及び記録は既に廃棄した。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び給与事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、昭和26年8月1日から申立期間終期の直前までにおける健康保険整理番号に欠番は無く、健康保険厚生年金保険被保険者得喪処理票における処理に不自然さはない上、申立人の厚生年金保険手帳番号は、A社の後に、厚生年金保険に加入したE社において払い出されたものである。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する  
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 町（現在は、B 町）の嘱託職員として平成 11 年 3 月 31 日まで在職していたにもかかわらず、資格喪失日が同日となっており、厚生年金保険被保険者記録が 1 か月欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 町役場（当時は、A 町役場）が保管する発令簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は平成 11 年 3 月 31 日に退職していることが確認できる上、申立人が所持する平成 11 年 3 月の給与明細書から 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることも確認できる。

しかしながら、申立人が所持する、A 町役場において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 9 年 4 月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、同役場における保険料控除方法は翌月控除であることがうかがえることから、申立人が所持する 11 年 3 月の給与から控除されている保険料は同年 2 月分の保険料と推認できる。

また、申立人は、「退職後に清算をするために役場へ行った記憶はあるが、提出した給与明細書以外の資料は無い。」と供述している上、B 町役場は、「申立期間の賃金台帳等は残っていない。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで  
② 平成 14 年 10 月から 15 年 9 月まで

申立期間①については、係長として病気欠勤等は無く、勤務の状態や給料についても変わりなく勤務していたのに、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。

また、申立期間②については、算定基礎の資料となる当時の給与明細書を保管しており、標準報酬月額は 47 万円が正しいと考える。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「係長として勤務状態や給与について変化がなかったのに標準報酬月額が 1 等級下落するのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、A事業所では、「保存期間が経過しているため、当時の賃金台帳等の資料は無い。」と回答しており、申立期間①における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①にA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 5 人に照会したところ、回答のあった 3 人のうち一人は、「標準報酬月額と実際の給与支給額が一致していないと思う。」と証言しているものの、別の一人は「私の標準報酬月額と実際の給与額は一致している。」と証言している上（残りの一人は不明と回答）、当該 3 人はいずれも給与明細書を所持しておらず、当該期間当時の保険料控除の状況について確認できない。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致する上、訂正等の不

自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②に係る標準報酬月額算定基礎届は平成14年5月から同年7月分の平均により届け出されるはずであり、私が保管している当該3か月分の給与明細書から計算すると、標準報酬月額は47万円となるはずである。」と主張しており、申立人が所持する当該3か月の給与明細書の支給合計欄により確認できる給与支給額の平均額（45万9,470円）に相当する標準報酬月額は、申立人が主張する47万円であることが確認できる。

しかしながら、A事業所では、「平成14年の算定基礎届の対象となる同年5月から同年7月の報酬額のうち、同年7月の支給額（48万1,010円）には、厚生年金基金の返金額（1万7,860円）が含まれていたため、当該返金額を除外した金額（46万3,150円）で届け出を行った。」としており、同年7月分の報酬月額を当該額（46万3,150円）として3か月の給与支給額の平均額を計算すると、当該平均額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、申立人が保管する給与明細書及びA事業所が保管する賃金台帳により確認できる申立期間②の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（44万円）に相当する保険料であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 8 月 1 日から 12 年 9 月 30 日まで  
② 平成 12 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 1 日まで

私は、平成 7 年 7 月 4 日に A 社に入社し、途中グループ会社の B 社に変わり、17 年 11 月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。私の年金記録によると、9 年 8 月から 12 年 9 月までの A 社における標準報酬月額、また、同年 10 月から 17 年 11 月までの B 社における標準報酬月額が、総支給額から考えられる額より低くされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年9月1日までの期間及び16年9月1日から17年12月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額が厚生年金保険の最高等級であることが確認できる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 10 月 1 日から A 社に継続して勤務していたが、B 支局に転勤した際の標準報酬月額について低く記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支局に転勤した際の標準報酬月額について低く記録されている。」と主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社は、「当時の資料は無いが、当社が誤って手当等を含まない金額で標準報酬月額を届け出ている。」と回答しているものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「届け出ている標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除するのが通例であった。」と回答している。

また、申立人の記憶する元同僚及び申立人の前後で被保険者資格を取得している元従業員5人を把握し聞き取りを行ったところ、5人全員が給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料は所持していない。

さらに、上記の原票において、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 17 日から 38 年 9 月 15 日まで

私は、平成 9 年 6 月頃に年金を受給する手続きをしたときに、A社において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。脱退手当金をもらった覚えはなく、受給していないと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 38 年 9 月の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者 10 人（申立人を含む。）の脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給資格を満たす 3 人（申立人を含む。）全員が、脱退手当金を支給されている上、同一日（39 年 1 月 14 日）に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 1 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 13 日から 40 年 3 月 9 日まで  
昭和 40 年 7 月 27 日に脱退手当金を支給した記録となっているが、私は、退職後、そのような手続をしていないし、脱退手当金を受け取っていないので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 80 人のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 40 年 3 月 9 日）の前後 4 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たしている 8 人全員に脱退手当金の支給記録があり、その 8 人全員が、資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認でき、また、当該 8 人のうちの一人は、「私は出産を機に退職した。退職後、会社から 2 万円前後の現金をもらった。それが脱退手当金だったと思う。」と証言している上、A社B製作所では、「当時、退職者に対して脱退手当金の説明、代理請求及び代理受領を行っており、退職金と併せて現金で支給していた。」と回答していることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社B製作所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 7 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 20 日から 39 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 39 年 4 月に結婚のため A 社を退職した。脱退手当金が支給されたとする時期（39 年 6 月）は、結婚により姓が変わり、住所も B 市から C 市に変わっており、社会保険事務所（当時）からの支払通知書などは、旧姓で旧住所に送られることになるが、当時、家族から、そのような連絡は何も受けた記憶は無く、申立期間の脱退手当金をもらった覚えはないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 39 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間より前の D 社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、i) D 社に係る被保険者期間については、申立期間と別の記号番号で管理されており、管轄社会保険事務所も申立期間に係る事業所とは異なること、ii) 当該期間の番号が統合処理されたのは平成 11 年 8 月 17 日であることが確認できることから、当該期間が未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 6 月 5 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 5 日から 43 年 1 月 27 日まで  
③ 昭和 43 年 2 月 7 日から 48 年 12 月 8 日まで

私は、子供を出産したためA社（現在は、B社）C支店を退職したが、脱退手当金の受給手続を行った記憶が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱 49.3.30」と押印されていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和49年3月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことはいかたがわせない事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。